



Vol.19

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★今年一年を振り返って

あっという間に今年も終わろうとしています。今年も色々なことがありました。年末ということで、今年一年を振り返ってみたいと思います。

年明けからゴールデンウィーク明け頃までは、残業代請求の労働審判の対応に追われました。一つの会社で、5人ほどの従業員から立て続けに労働審判を起こされたり、同時に10人の従業員から労働審判を起こされたりした事件もありました。それまで何の問題もなかった会社でも、一人の労働者が会社に不満を持つと、周りを煽って集団で労働審判を起こすという流れができてしまいます。

その他にも、いわゆる労働側の弁護士ではない、これまで消費者金融の過払い利息の取り戻し請求をメインにしていたような事務所から、残業代請求の労働審判を起こされたりしました。

残業代請求の労働審判では、そのほとんどが、会社が一定の金銭を支払って、調停で解決します。ただ、その際に会社が支払う金額は大小あります。当事者が違うので当然と言えば当然ですが、担当する裁判官や申立人代理人によって大きな違いが出るのは、残業代請求事件の特徴であり、興味深い点で

す。今年も、「判決まで行ったらそんな低い金額ではとても済まないだろう」という金額で調停がまとまった事件がいくつかありました。

夏から年末にかけては、残業代請求事件はそれほど多くなく、現在は私が担当している残業代請求の労働審判事件はありません。ただ、これが来年も続くかどうかは不明です。おそらく来年も、それなりの数の残業代請求事件が起こるのではないかと思います。年末は、駆け込みの申立て、裁判所の事件受付も混雑しますので、それが年明け早々送られて来ないよう祈るばかりです。

今年は、大きな事件、(金銭)解決が難しいと思われた事件がいくつか終わりました。労働組合がからむ事件、外国人が原告の事件、解雇で復帰の意思が非常に強い事件などは解決が難しい事件が多いですが、こういった事件も何とか解決することができました。労働者が「お金ではない」と言っている事件でも、(ごく稀に例外はあるものの)最終的には「お金」だということを改めて実感した年でもありました。いくつかのケースを振り返ってみたいと思います。

【ケース①】 組合もからむ原告複数の配転問題で、原告側の配転前の職場への復帰の意向が強く難航しましたが、裁判官が非常に熱心に和解に取り組んでくれて、金銭解決をすることができました。

【ケース②】 原告が外国人の解雇問題で、復帰の意思が強く、裁判前の交渉では金銭解決に全く応じず、裁判でも判決になろうかというところでしたが、最後にこちらから改めて和解を持ちかけたところ、相手から金額提示があったので、金額の交渉に持ち込み、最終的には金銭和解することができました。

【ケース③】 原告が外国人の解雇問題で、原告側に譲歩の姿勢があまりなく、しかも裁判官も両当事者の前で会社不利の心証開示をしてしまったため原告が余計強気に出てきて難航しましたが、最終的には金銭和解することができました。和解では、やはり個別に裁判官と話をする方がまとまりやすいと思います。

【ケース④】 いわゆる過労死かどうかの問題となった裁判外の交渉案件で、場合によっては長時間労働による残業代請求もありうるかと思われた事件でした。結局残業代請求はなく、請求人側の代理人も、会社の支払能力が心配だったためか、最初から交渉が壊れないように気を遣っている様子で、会社が支払えるギリギリの金額で合意することができました。

昨年のマタハラ最高裁判決、それを踏まえた妊娠等による不利益取扱いに関する通達以降、今年、私もマタハラがらみの事件を一件担当しました。

案件は雇止めの事件でした。契約更新時に次回更新はなしということでサインをもらっていたので、更新に対する合理的な期待がないと思われましたが、裁判官からは会社側の説明が不十分と言われました。マタハラについては、今後も慎重な対応が必要になると思われます。

一方、パワハラについては、今年も相談案件、訴訟案件ともそれなりにありましたが、労働者側の思い込みが強い案件が多く、パワハラが認められそうな案件はほとんどありませんでした。どうも厚生労働省によるパワハラの設定が一人歩きしてしまっている状況にあるような気がします。

事務所としては、春先の狩野弁護士の腰の怪我から、夏以降の事務所移転準備、年末の事務所移転、西内弁護士の退職と星野弁護士の入所など色々なことがあった一年でした。来年は少し落ち着いた年になると良いですが。今年も皆様には大変お世話になりました。来年以降も引き続きよろしく願い申し上げます。

皆様、どうぞ良いお年をお迎え下さい。